

愛川町教育委員会

平成23年9月26日

愛川町教育委員会 9 月定例会会議録

- 1 会議日程 平成23年9月26日（月）
午後2時00分から午後3時23分
- 2 会議場所 愛川町文化会館3階特別会議室
- 3 議事日程 日程第1 会期の決定について
日程第2 前回会議録の承認について
日程第3 教育長報告事項について
（1）教育長報告事項
（2）平成23年第3回愛川町議会定例会について
日程第4 教育委員長の選挙について
日程第5 教育委員長職務代理者の指定について
日程第6 愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則等の一部を改正する規則について
日程第7 その他
（1）郷土資料館運営委員の委嘱について
（2）スポーツレクリエーションフェスティバルについて
（3）ラビンプラザまつりにについて
- 4 出席委員 教育委員長 岡本弘之
委員長職務代理者 平田明美
教育委員 足立原 威
教育委員 榮利隆一
教育長 熊坂直美
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者

教育次長	河 内 健 二
教育総務課長	熊 坂 祐 二
生涯学習課長	大八木 尚 一
スポーツ・文化振興課長	近 藤 史 朗
教育開発センター指導主事	佐 野 昌 美
教育総務課副主幹	井 上 守

◎開会

- （岡本委員長） それでは、定刻になりましたので、始めたいと思います。

みなさん、こんにちは。

ただいまから定例教育委員会を開催いたしますが、法律の定めにより、教育委員会は委員長及び在任委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決をすることはできないとされております。ただいまの出席委員は5人であります。定足数に達しておりますので、9月愛川町教育委員会定例会は成立いたしました。

これより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより、日程に入ります。

◎日程第1

- （岡本委員長） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期であります。本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第2

- （岡本委員長） 次に、日程第2、前回会議録承認についてを議題といたします。

会議録については、既に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。何かご意見、ご質疑等がありましたらお願いいたします。

(「別にありません」と呼ぶ者あり)

○(岡本委員長) よろしいですか。

ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより、表決に入ります。

日程第2、前回会議録の承認についての採決をいたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○(岡本委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、日程第2、前回会議録の承認については、原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

◎日程第3

○(岡本委員長) 次に、日程第3、教育長報告事項についてを議題といたします。

(1) 教育長報告事項について、(2) 平成23年第3回愛川町議会定例会についてを一括で説明願います。

教育長、よろしく。

——教育長より詳細について説明——

○(河内教育次長) 今、教育長のほうから議会の報告がございましたが、ここで私のほうから議会のほうに提案しました内容等を含めましたことのご報告を1点させていただきます。

まず、現熊坂直美教育長の教育委員会委員の任命についてでございます。

熊坂教育長の任期につきましては、本年の10月27日をもちまして任期4年が満了となるわけでございます。つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、去る9月1日に開会いたしましたわけですけれども、平成23年度の第3回定例会におきまして、熊坂教育長を教育委員として再任することで、全会一致で同意をいただきましたので、ここに報告させていただきます。

なお、10月28日付をもちまして、山田町長から任命の発令がされますので、あわせてご報告させていただきます。また、この28日付の発令に当たりましては、委員長に立ち会いをいただくことになると思いますので、ご案内をさせていただきます。

以上でございます。

○（岡本委員長） 説明は以上であります。

それでは、これより、質疑に入ります。日程第3、教育長報告事項について、何かお聞きしたいことなどご発言ください。

特によろしいですか。

それでは、次に、平成23年第3回愛川町議会定例会についてのご質問をお願いいたします。

○（足立原委員） 議会関係についての質問ですが、議員さん6人からご質問があったようでございますが、事務局がこの答弁書に基づいてご答弁をされたわけでございますが、議員の立場からすると、端的にご回答いただきたいと、こういうところがあるのではないかと思うんです。

それで、私、こう見まして、この中にいろいろお聞きになっておりますが、例えば、教科書の採択について、それについて端的に答えたほうがよいのではないかと。前文でいろいろそれについて説明をされているんですが、ちょっと長くなってしまっているんですね。それで、議員さんは、長い長いと言っているわけです。もう少し質問されている内容について、端的に答弁したほうがいいのかないかという感じが全体的にするんです。もちろん丁寧に説明しようという考え方が事務局にあるわけですが、それをある程度言うと議員さんはわからないことを質問されてくると、このことでやりとりができてくるわけなんです。そういうことを私は思うんですが、事務局の答弁は、本来聞きたいことを説明する前にいろいろ言っでいらっしゃるんです。その辺をもう少し改善されたほうが、私はいいのかなと、こんなふうに思うんですが、考え方にもいろいろあろうかと思いますが、例えば、学校図書館の司書なんかについても、司書についてはこういう考え方でやっていますということで、そういうことはわかるんですが、実際に司書はどのくらいいるよということを端的に答えちゃったほうが、聞かれている内容をさっと言うわけですから、そのほうがいいのではないかなと、そんなふうに感じました。感想ですけども。

○（熊坂教育長） 極力短くしようということで答弁書の作成をしておりますが、答弁書は、まず事務局のほうで原案をつくってもらいますので、私のほうでも見ながら短くするように努めております。お話がありましたように、できるだけ短くはしていきたい思っておりますが、質問の内容だけでは、どうも聞かれていることが漠然としていてわからないときもございますので、そういうときには、外れないように、網羅的に話す場合もございまして、なるべく端的にしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

- （岡本委員長） よろしいですか。教育委員会だけではなくて、ほかの部署に関係する質問がございますよね、そういうところの説明についても、やっぱり長いんですか。詳しく説明をしているんですか。
- （熊坂教育長） 時と場合によりますが、教育委員会は比較的短くしようということで努めておりますが、もう少し長いときもほかではございます。
- （足立原委員） 例えば、海外留学の問題についてありますね。これなんかも随分長いですよ。例えば、中学・高校生の海外留学の支援についてということで、本町では、それについてはこういうことをやっておりますということで、そういうような答え方をして、こういう意味でやったほうがいいとか、いろいろ書いてありますよね。そういうものは、僕は、やっておりますとか、今後考えますとか、そういうことだけでいいかなと、こんなふうに思うんです。これは、前文で国際化云々と説明しておりますが、そういったことは議員もわかっていて質問していると思うんです。
- （河内教育次長） 教育次長ですけれども、一般質問のやりとりの方法については、基本的に一問一答ということで、質問がされたら、それに対して答えていくということであります。現状は、町長が先に、質問が3問されれば3問答えて、それで今度は1問ずつ一問一答でいくということで、これも、まず町長が答えるに当たって、議員さんと、それから議会で傍聴される方まで、一般町民にわかりやすいということも含めて、先に前段で説明をするような傾向になっているということでございます。

今議会のほうで、一般質問が、時間が1人1時間ということで設けていますが、町長が長い答えをしますと、議員さんが再質問できないようなことなどもありまして、そういったことをどのように、運営をしていくかということで、議会のほうでも内部で協議等がされていまして、できるだけ議員さんにも再質問ができるような形、例えば、1時間の中で、おおむね30分30分の時間割り当てにするなど、そんなことも一つ方法として提案がされておりますが、まだその点についてもこれから詰めるということでありますので、できるだけ一問一答でわかりやすくというようなことを前提として、それから、答えについても、できるだけ短い方法がとれないかというようなことも意見、提言などとして出ておりますので、現在、議会の一般質問に当たっては、議論を互いに進めていこうということにもなっております。途中経過ではございますが、こんな様子としてお話をさせていただきたいと思っております。

以上です。

- （岡本委員長） よろしいですか。

ほかに何かございますか。よろしいですか。特にないですかね。

では、ほかに質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○(岡本委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、日程第3、教育長報告については、教育長報告のとおりご承認願います。

◎日程第4

○(岡本委員長) それでは、次に、日程第4、議案第7号 教育委員長の選挙についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

教育長。

○(熊坂教育長) それでは、議案第7号 教育委員長選挙についてご説明申し上げます。

教育委員長の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第2項におきまして1年と定められており、これに基づきまして、昨年10月1日から岡本教育委員長さんをお願いをいたしたところでございますが、この9月30日をもって任期満了ということになります。

つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の1項に、教育委員会は委員の中から委員長を選挙しなければならないと定められておりますので、本日、10月1日からの委員長を選挙していただきたく存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○(岡本委員長) 説明は以上のとおりであります。

これより委員長の選挙を行うわけではありますが、選挙を行うに当たり、暫時休憩をいたします。

(休 憩)

○(岡本委員長) それでは、再開します。

休憩前に引き続き、会議を続けます。

委員長選挙の方法は、投票と指名推薦の方法がありますが、本委員会では、指名推薦の方法によって行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○(岡本委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦の方法によることに決定いたしました。

それでは、どなたか指名推薦をよろしく願いいたします。

足立原委員。

- （足立原委員） 指名推薦をいたします。

委員長に平田明美さんを推薦いたします。

- （岡本委員長） ただいま平田明美さんを新教育委員長に推薦したいとの発言がありましたが、いかがでしょうか。

ご異議ないようですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長） 異議なしとの発言がありましたので、ただいま推薦がありました平田明美さんを10月1日からの教育委員長として定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

したがいまして、平田明美さんを平成23年10月1日からの教育委員長と決定させていただきます。

ありがとうございました。

◎日程第5

- （岡本委員長） 次に、日程第5、議案第8号 教育委員長職務代理者の指定についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

- （熊坂教育長） 議案第8号でございますが、教育委員長職務代理者の指定についてご説明申し上げます。

教育委員長の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の4項におきまして、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会が指定する委員がその職務を代理すると定められております。

これに基づきまして、本日、10月1日からの職務代理者を指定していただきたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

- （岡本委員長） 説明は以上のおりであります。

これより、委員長職務代理者の指定を行うに当たり、暫時休憩をいたします。

(休 憩)

- (岡本委員長) それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を続けます。

10月1日からの委員長職務代理者につきましては、従来どおり、教育委員長から指名をいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- (岡本委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長職務代理者は、委員長である私から指名させていただくことに決定いたしました。

それでは、10月1日からの委員長職務代理者に榮利隆一さんを指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- (岡本委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、榮利隆一さんが10月1日からの委員長職務代理者として決定させていただきます。

それでは、ここで10月1日からの新委員長に選任されます平田明美さんからごあいさつをいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

- (平田委員) どうも皆さん、このたび大変な大役を受けることになりました、委員長になります平田明美でございます。各委員さんたち初め、事務方の方たちにも、より一層のいろいろなご意見をいただきながら、みんなまとまってやっていくことが一つの愛川町の「和・徳・体・知」につながるかと思いますので、よろしく願い申し上げます。

- (岡本委員長) ありがとうございます。よろしく願いいたします。

◎日程第6

- (岡本委員長) 次に、日程第6、議案第9号 愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則等の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

教育長。

- (熊坂教育長) 議案第9号についてご説明申し上げます。

愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則等の一部を改正する規則についてでございますが、国の法律、スポーツ振興法が変わりまして、新たにスポーツ基本法が

制定されたことに伴いまして、教育委員会の関係規則を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当のほうからご説明申し上げますので、ご審議の上、お認めいただけますよう、よろしく願いいたします。

○（岡本委員長） では、担当からお願いいたします。

○（近藤スポーツ・文化振興課長） ただいま教育長のほうから説明がありましたけれども、このたび、スポーツに関しまして、価値観や社会的価値の重要性が高まり、従来のスポーツ振興法が全面改正されまして、スポーツに関する基本理念や国、地方公共団体の責務、施策の基本的事項などを定めたスポーツ基本法が平成23年6月23日に制定されたこととあります。

それでは、愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則、提出議案第9号をご覧ください。あわせて、新旧対照表をご覧ください。

最初に、第1条関係でございます。

愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則第3条第1項第4号中、「スポーツ振興」を「スポーツの推進」に、同項第6号中、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めます。

次に、第2条関係でございます。

愛川町体育指導委員に関する規則の題名、「愛川町体育指導委員」を「愛川町スポーツ推進委員」に改め、第1条中、「スポーツ振興法第19条第2項」を「スポーツ基本法第32条第2項」に、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めます。

また、第2条中、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改め、「振興」を「推進」に改めます。

第3条中、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改め、「23名」を「23人」に改めます。

第4条、第5条及び第6条中、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めます。

次に、第3条関係でございます。

愛川町立小学校及び中学校の施設開放に関する規則第4条第3項中、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めます。

説明は以上でございます。

○（岡本委員長） 説明は以上のとおりであります。

これより質疑に入ります。ご質疑、ご意見等ありましたらお願いいたします。

私からよろしいでしょうか。

2ページ、裏側の定数、第3条のところ、「体育指導委員の定数は、23名とする。」を、今度は「スポーツ推進委員の定数は、23人する。」と、この違いは何でしょうか。

○（近藤スポーツ・文化振興課長） 他の条例規則がありまして、「名」を「人」に統一しておりますので、そうしたことから「人」に改めています。

以上です。

○（岡本委員長） 意味はないわけですね。

○（足立原委員） 意味があるんですか。

○（熊坂教育長） ご説明をさせていただきます。

条例等をいろいろ変える場合に、基本的には用語の統一をいたします。その中で、従来は「名」を使っており、それを「人」に統一をしたわけですが、この場合、この法律はその変更を今までしてございません。したがって、「名」で残っていたわけですが、法律のもとを変えた場合には、新しいものに合わせるというような事務的な処理の仕方がありまして、今回、このスポーツに関する法律改正により、町の規則を変えましたので、それに合わせまして、町のほかの条例等に合わせ、「人」に改めたということでございます。

ですから、意味的には余り違いはないということでご理解いただければと思います。

○（岡本委員長） なるほど。それでいいですか。

○（平田委員） 単純なことをお伺いしますが、今まで使っておりました体育指導委員という名前とスポーツ推進委員のやっている内容は全く同じだけれども、名前を変えたという、ただそこだけですね。これだけのことなんですね。

○（熊坂教育長） 国の法律が変わったことにより、体育指導委員というのはなくなり、新たにスポーツ推進委員ということになったということでございます。

○（岡本委員長） 足立原委員。

○（足立原委員） 現行と改正が載っているのですが、比較がわかるんですが、スポーツ・文化振興課については、このままでいいんですね。課名の振興を推進にはされないんですね。

○（岡本委員長） 教育次長。

○（河内教育次長） 課名でございますが、これはスポーツ・文化振興課ということございまして、文化の部分もかかっています。組織名等については、企画政策等あるいは総務の所管になりますので、今回の法律の改正の部分についての趣旨は、伝えてございます。また、そういう組織そのものを変える場合については、通例ですと、3月末に変えて4月からということになるかと思っておりますけれども、今の段階ではこの振興課でいくのかなということと思

っております。ご意見ということで伺いをさせていただきます。ありがとうございました。

○（岡本委員長） よろしいですか。

足立原委員。

○（足立原委員） 体育指導委員というのは、ずっと長い間地域でも通っているわけですが、地域への連携、連絡とか、そういうものをどのように図られますか。

○（岡本委員長） 近藤課長。

○（近藤スポーツ・文化振興課長） 区長会がありますので、周知的なものについては協議させていただきたいと思います。

以上でございます。

○（岡本委員長） よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

では、ほかに質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第9号 愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則等の一部を改正する規則についての採決をいたします。

本案を原案のとおり採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第9号 愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則等の一部を改正する規則については、原案のとおり、可決されました。

◎日程第7

○（岡本委員長） 次に、日程第7、その他に入ります。

初めに、（1）郷土資料館運営委員の委嘱についての説明をお願いいたします。

近藤課長。

○（近藤スポーツ・文化振興課長） それでは、愛川町郷土資料館運営委員の委嘱についてご

報告を申し上げます。

資料3をご覧ください。

愛川町郷土資料館運営委員につきましては、町郷土資料館の適切な運営、企画展の展示事業に関するご提言などをいただくため、設置要綱の規定により、委員の定数は6名、任期は2年、再任は妨げないとされておりまして、従前の委員は本年4月22日をもって任期が満了となりました。

つきましては、任期満了の日の翌日の23日から新たな任期となりますので、4月23日付、また、1名につきましては5月1日付をもって運営委員を委嘱させていただきましたので、ご報告させていただきます。

なお、運営委員の会議は年1回の開催といたしており、この開催が年度の中間時の10月を恒例としておりますことから、委嘱に当たっての報告がこの時期になってしまったものでありますので、ご承知賜りたいと存じます。

それでは、お手元の委員6名の方々のお名前と選出に当たっての役職名などについてご説明させていただきます。

最初に、町関係団体職責の方でございます。町社会教育委員議長の萩原庸元委員、町文化財保護委員委員長の小島秀也委員、町小中学校校長会代表の荻田誠校長先生であります。3名の方々は新たに委嘱させていただきました。

次に、学識経験者の3名の方々でございます。長田平委員、前神奈川県立歴史博物館企画福祉課長でございました。浜田弘明委員、桜美林大学教授でございます。松島義章委員、神奈川県立生命の星・地球博物館名誉館員でございます。以上の3名の方々は再任でございます。

6名の委員の方々、皆様、人格、見識、実績等加味いたしまして、適任者として運営委員に委嘱させていただきました。

説明は以上でございます。

○（岡本委員長） 説明は以上であります。

これより質疑に入ります。郷土資料館運営委員の委嘱について、お聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

特によろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） ほかに質問がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○(岡本委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、(1) 郷土資料館運営委員の委嘱についてはご承認願います。

次に、(2) スポーツレクリエーションフェスティバルについての説明をお願いいたします。

近藤課長。

○(近藤スポーツ・文化振興課長) それでは、あいかわスポーツ・レクリエーション・フェスティバルについてご説明申し上げます。資料4をご覧ください。

スポーツを楽しみながら健康的なさわやかな一日を満喫していただきますとともに、町民皆様の交流を図っていただき、よりスポーツに親しんでいただくなど、今後の生涯スポーツに通じるよう開催するものであります。

開催日時は10月10日、月曜日、体育の日、午前9時開会式、9時30分からフェスティバル開幕であります。

会場は、第1号公園及び体育館でございます。雨天の場合には、体育館のみで開催することになります。

実施種目でございますが、裏面をご覧ください。ナンバー1が本町出身のマラソンランナーの萩原梨咲選手をお招きし、みんなのジョギングを初め、2本のロープを使って飛ぶダブルダッチ体験など小さなお子さんから高齢者の方々まで気軽に参加できる27種目の多彩なスポーツ種目を予定しております。なお、雨天の場合には中止の種目がございます。

大会当日は、開会式でございますが、町長あいさつ後、来賓紹介で教育委員の皆様をご紹介させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の皆様には、駐車場は野球場北側となります。本日、案内状と駐車券をお渡しいたします。駐車券につきましては、まことに恐れ入りますが、運転席のダッシュボードの脇に外から見えるようお願いしたいと存じます。

説明は以上でございます。

○(岡本委員長) 説明、ありがとうございました。

これより質疑に入ります。スポーツ・レクリエーション・フェスティバルについて、お聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

特にございませんか。

では、質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○(岡本委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、スポーツ・レクリエーション・フェスティバルについてはご承認願います。

次に、(3) ラビンプラザまつりについての説明をお願いいたします。

大八木課長。

○(大八木生涯学習課長) ラビンプラザまつりについて、資料5でございますけれども、今のスポレクのように教育委員会が主催ということではなく、ラビンプラザを利用している団体等が実行委員会を自主的に設けて行っている事業でございます。今回で第12回目になります。特に教育委員さんにごあいさつ等をお願いすることはありませんが、地域の人たちが生涯学習の一環として取り組んでおります大きなイベントでございますので、本日こちらにプログラムができましたので、ご案内させていただきます。後ほど内容等についてはご覧いただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○(岡本委員長) 説明、ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ラビンプラザまつりについてお聞きしたいことがございましたら、お願いいたします。

平田委員。

○(平田委員) ラビンプラザに限らずいろんな催し物が各地域で分散されて開催されてはいますが、ずっと今まで感じていたんですけれども、地域地域においては、広い愛川町なので、そのやり方が一番ベターなのかもしれないんですが、何か力が分散されてしまうのではないかなって、何かやるなら大きいものを町の中心で、みんなが力集めてやることはできないんでしょうか。いきなり申し上げて申しわけないんですけれども、これはラビンプラザに限らず、そういう方向というのはいかがなもんなんでしょうか。

○(岡本委員長) 大八木課長。

○(大八木生涯学習課長) 今、私がお話ししたのは、町の公民館での事業ですよというご案内でございますけれども、愛川町全体となると、文化協会ですとかそういう加盟している団体は、ふるさとまつりというのが町を挙げた大きなお祭りが発表の場ということで、文化会館を文化協会に加盟している方が一日中貸し切って、展示ですとか演芸の発表をやっています。

このラビンプラザですとかレディースプラザではこれをさらに小さくしたものだということで、加盟していない方たちも参加をしているということなので、やはり大きなものは大きなもの、地域でやるものは地域でやるものということで、半原でやっているラビンプラザと中津でやっているレディースプラザのお祭り、そこは内容や参加者が違いますので、地域地域で行うこともいいのかなと、それを、全部一体になってやるとなると、町主催の祭りですとかイベントという形になってしまいますので、そうすると、町主導になってしまうと思うんですね。やはり、これは地域でやっている、地域とその施設を使う人たちが自主的に内容等を決めてやっていますので、町のほうでも、協働のまちづくりということを総合計画などで挙げておりますことから、それには地域の公民館という形の中で独自性でやるのも、これは必要なのかなと思っています。

やはり、町全体でやるとなると、どうしても町が主導にならないと、現状ではなかなか難しいのかなというのが正直なところでございます。

以上でございます。

○（岡本委員長） どうぞ。

○（平田委員） 現状が厳しいのは承知でお尋ねしたいんですけども、要するに、長年ずっとこの体制でやっているんですね。だから、どうしても地域を越えて云々、例えば中津のメンバーが半原に行って交流してということもあまりない状況で、やっぴらっしゃる方はやっぴらると思うんですけども、そういうものでなく、一つの力をそこに合わせて行う、それをどうしても町が背負うのは、当たり前のことだと思うので、そこにみんなが集約してやっぴいくということが、いろんなことをやっているんで、やられる方は大変なんですけれども、てんでんばらばらなんですよ。そういう、どうにかもうちょっと目玉をつくる、地域性が、そちらの判断のほうにもありますから、お年の方もおいでになりますし、いろいろあると思うんですけども、もうちょっとどうにかならぬかなと思うんですけども、今後検討いただきたい思うんですが。

○（岡本委員長） 教育次長。

○（河内教育次長） ご意見として受けとめさせていただきますが、この公民館については、公民館事業ということと、公民館祭りでそれぞれ利用する団体等が、皆さんが自主的にそういった企画を含めまして、またそういう催しをしていこうということの動きということでもございますので、ですから、それは中津公民館、半原公民館ということでの、その全体の統制的なものについては、半原はこの10月に公民館祭りをを行い、それで、半年後の3月には中

津ということで、あくまでもそこを利用する団体の発表する場ということで、公民館事業、公民館祭りということでのものとして位置づけをして展開をしていますので、こういうことで、また利用する人の声などもまた私のほうでも思案してまいりますけれども、ご意見があったことは受けとめをさせていただきたいと思います。そういう考え方で進めてまいりたいと思います。

○（平田委員） それで、もう一つ、それで、今度ふるさとまつりが出てきますよね。また、ふるさとまつりもいろんな兼ね合いの方がおいでになるわけですよ。だから、いろんな方がこういうふうには、交流をすることはいいんだけど、もっと中身のある、おっしゃっていることはわかるんですね。地域地域のことを活性化しながら、使っているところもよくしということはあるんですけど、愛川町の一つの売りをぼんとここに出す、それにはいろんな観光が入ってきたり、いろんなところの知恵をいただきながら、大きなものをやるというのも一つのいい機会じゃないのかなんて思うんです。何かのときに考えていただければと思います。

○（河内教育次長） ふるさとまつりの実行委員会もございますので、そういったところでは、そのようなこともご意見があったということは、担当課のほうに検討してほしいということはお話をしますが、町全体の行事の中でも、例えば、春には農林まつりだとか、あるいは、あいかわ公園を使つてのつつじまつりだとかということもございます。秋にはこのふるさとまつりということで、このふるさとまつりは町の全体のイベントとして位置付けしておりますことではありますが、公民館まつりについては、公民館を利用している方々が交流をしようというようなことでの祭りとして位置づけをしております。よって、この方法は定着もしてございますので、変わらないものかなということだと思います。

ただ、私どもが考える教育の分野において、先ほどの文化会館を利用しての、文化協会や、関係する団体等が発表するというのも当然一緒になって行うわけでございますけれども、それは全体をとらえてそのようなことでの運営ということでは参画もいたしているものでありますので、この辺はご意見のあったことは申し伝えておきます。

以上です。

○（岡本委員長） よろしいですか。

足立原委員。

○（足立原委員） 文化会館、これも公民館法に基づいた文化会館ですね。愛川町には3館あるわけですね、公民館法に基づくものが。この文化会館も館長がいらっしゃるわけですね。

ここは、祭りはないんですね。ラビンとレディースの2つですね。公民館独自の活動でやっていらっしゃるんで、わかるんですけども、文化会館はどういう理由でお祭りをやらないんですか。

- （大八木生涯学習課長） 同じ公民館でも、何で文化会館はやらないのかということですが、ご承知のとおり、この文化会館というのは、今あります半原の公民館、中津公民館とは違った公民館でございます。

というのは、ここでは町民全体の集約の場ということで、自主事業ということで映画会ですとか、芸能など、町民全体の方たちを一堂に集める大きな場所ということで、後でできました半原と中津みたいに地域でやるという、要するに、団体の方が利用する場ということにはなじまないと。同じ公民館といっても、その性質が違いますので、ここを定期的に利用する多くの団体がということとは現実にはありませんので、何でやらないんだということはごもっともなんでございますけれども、どうしても性質・運営方法の違いなどもございますので、同じ公民館でも文化会館ではそういうお祭りができないというのが現状であります。

以上であります。

- （岡本委員長） ちょっといいですかね。これがラビンまつりですか、12回なんですね、これとして。中津公民館でもそのくらいやっているんですか。

- （大八木生涯学習課長） 中津は後からできたので、回数は12より少ないと思います。今、正式な数字はわからないんですが、9回ぐらいですかね。ちょっと正式にわからなくて、申しわけありません。

- （岡本委員長） それで、例年このぐらいの規模でやってこられたんですか。

- （大八木生涯学習課長） 中身については、多分ラビンにしてみれば、体育館がありますので、初日がスポーツ大会をやったり、あと展示をやります。やはり、メインとなるのは、体育館全体を使った踊りですとか、いろんな教室だっりの発表の場ということがメインになっております。

中津の公民館につきましても、やはり小さいプレールームがございますので、そこで発表するというものがメインになっていると聞いております。

- （岡本委員長） その趣旨がね、ラビンと中津でもいろいろあるんですけども、僕は文化的なイメージで、スポーツまで広げるということは、先ほど指摘があったいろんな祭りがあったり、スポーツフェスティバルがあったり、そういうのと重複する、そういうイメージが出てしまうんですね。組織だつていくと、どんどん大きくなると思うんです。だから、ここ

まで手を伸ばしちゃうと、一公民館、活動を超えたぐらいの規模になっていくのかなという思いもするんです。

そうなると、町全体でやっているいろんな大きな催し物がありますね。そういったのが先ほど心配された、重複してしまうとか。出る人も大変だと思うんですよ。こちらもある、こちらもあると、大体こういうのは参加者が団体にお願いしますよね。いわゆる、動員がありますよね、私なんか、区長をやったときに、老人会に入ったんですが、老人会の皆さんなんか大変ですよ。いろんな行事に動員がかかって。

- （大八木生涯学習課長） 冒頭で申しあげましたように、これは利用団体の利用者が自分たちで組織をしているお祭りの実行委員会がございまして、まず、利用団体のほうに、ことしラビンプラザをやるのに参加しますかどうかということから始めていますから、無理やりじゃないですから、都合が悪いところは出ません。

それで、皆さんで会議を持って、いつやりましょうか、そこから始めていますから、あくまでも、うちの公民館の職員が素案を上げて、日程的な調整をして、町にこの日にこういうお祭りがありますよという日程を出して、あくまでもそこで参加する皆さんで日程を決めてやっていますので、今委員長が申しあげましたように、動員というのはないです。あくまでも自主的にやるわけですから。自分たちが使っていることで、お花をやっているとか、体育館でいえば卓球ですとか、自分たちで自主的に出られるものをやるということですから、そのような心配はないと思います。

- （岡本委員長） ということは、一般の方たちが自由に参加するとかそういう形じゃないんですね。要するに、その会そのものに入っている人たちがやるということなんですね。
- （大八木生涯学習課長） 基本的には、半原公民館の登録団体、公民館を利用する団体は登録してもらいなんですけれども、その登録団体が主にやっていますけれども、登録しない団体でも、利用者がいればお声かけはしております。お声かけをして、参加するかどうかということ聞いてやっておりますので、個人個人は無理ですけれども、利用する団体、基本的には、半原公民館の登録団体というのがございまして、その団体を主にして、登録団体にはならないんですけれども、利用団体については、お声かけをして、参加しますかどうかということで、なるべく半原公民館を使っている人たちに、より多くの方に参加していただくような形でのお声かけをさせていただきます。

以上です。

- （岡本委員長） ほかにいいですか。

○（熊坂教育長）　こういう公民館単位のお祭りが始まった経過は、現在検討していますが、生涯学習プランがちょうど十数年前にスタートいたしています。それで、生涯学習を推進しようということで、利用団体が発表の場をつくる、それから参加をしたい人がいたら、参加ができる機会をつくる、こちらのほうの趣旨が強いわけですので、町が枠をつくって募るという形ではなくて、公民館を利用している団体が主体で、自分たちせっかくやっているから、友達に見せようよとか、仲間をふやすために見てもらおうと参加をする人が出てくるんじゃないとか、そういう素朴な目的からこれが出発をしていますので、ほとんどが動員はしておりません。

ですから、やる人が発表をし、仲間を見るという、そういう中で行われていますので、例えば、半原のほうは、千ちよつとぐらいたらうと思います。中津のほうはもうちよつと多いです。ですから、これはこれで大事にしていきたいなということは思っております。

○（岡本委員長）　要するに、加盟団体のお祭りということですね。

○（熊坂教育長）　そうですね。

○（岡本委員長）　わかりました。

ほかに何かございますか。

足立原委員。

○（足立原委員）　公民館が2つ、文化会館を入れて3つあるんですが、そこに行政から、例えば、住民票をとるとかそういうようなことは公民館ではやらないんでしょうか。そういうことは考えていますか。厚木市では公民館でとれるんですが、愛川町では考えていらっやらないですか、今のところは。

○（岡本委員長）　河内次長。

○（河内教育次長）　あくまでも、今おっしゃるのは、公民館を利用してということで、公民館利用ということでは当然ないわけですがけれども、今、住民票の交付等については、半原出張所と、それから中津出張所で行っておりますので、それを公民館事業じゃなくして、そういう町民へのサービス等を提供する一つの場ということで、例えば、そういったものを統合的にするかということについては、いろんな行政改革の視点からも、また、あるいは町民サービスへの提供の方法ということで便利になるようなことということでは検討した経緯がございます。

また、その点については、今後も研究ということでは位置づけがされておりますので、それには、その体制的な整備も必要となり、要するに、そこに従事する職員の配置や場所、ス

ペース等の問題などもありますので、そういったことを全体を通して研究等は進めているということでございます。

以上でございます。

○（岡本委員長） よろしいですか。

ほかに何かございますか。

では、ほかに質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、（3）ラビンプラザまつりについてはご承認願います。

○（岡本委員長） 日程第7、その他については以上とさせていただきますが、よろしいですね。

それでは、ここで9月定例会の議事日程がすべて終了しましたので、閉会したいと思います。長時間にわたり、大変ご苦勞さまでございました。